

新善光寺・薬師如来堂・長徳寺行灯回廊

はやしの里あかりの演出2010

露地行灯によるライトアップで好評を博したあかりの演出。栗東市観光物産協会では、「栗東八景」の名所旧跡がそれぞれ最も輝く時期にあかりの演出を展開しています。

春の旧和中散本舗周辺に続く第二期は、夏の新善光寺周辺で「は

やしの里あかりの演出2010」新善光寺・薬師如来堂・長徳寺行灯回廊」を実施します。

鎌倉中期、平清盛の子孫である小松宗定が48度にわたる信濃善光寺参りの末、如来の分身をいただいたことが始まりとされる新善光寺。当日は、新善光寺の万灯会に合わせて、新善光寺と旧参道および長徳寺周辺をあかりで演出します。普段とは違う幻想的な空間をお楽しみください。

■日時：8月16日(月)17時～21時
(あかりの点灯は日没後)

■場所：新善光寺、薬師如来堂、長徳寺周辺（栗東市林）

■駐車場：新善光寺駐車場ほか

■特別拝観料：500円（山門楼上巡り、戒壇巡り、庭園の新善光寺三大巡りと冷たいお飲み物付き）

※チケットの販売は17時から山門前で行います。

※境内の散策、万灯会は無料です。

問合せ：栗東市観光物産協会（経済観光振興課内）

☎ 551・0126 FAX 551・0148

【協賛募集】

あかりの献灯協賛金を募集します。個人協賛は1口1,000円、企業協賛は1口2,000円から受け付け。昨年を引き続きの協賛は半額です。皆さんからの協賛をお願いします。協賛いただいた人のお名前を行灯に入れさせていただきます。



行財政改革市民提案

市では、「財政再構築プログラム」や「更なる財政再構築プログラム」を実施し、財政収支の均衡を目指しています。しかし、税収の落ち込みなどにより、なお大幅な財源不足が予想され、さらに改革に取り組む必要があります。

昨年8月から、市民の皆さんに行財政改革提案を募集したところ、これまでに11人から19件の提案をいただきました。

今回は、昨年11月の広報掲載以降に寄せられた提案について、実現の可能性や対応策についての検討結果を下表のとおりお知らせします。

市では、市民提案を毎年募集しています。改革に結びつく皆さんからの提案をお待ちしています。

■応募要領

①応募の方法

提案内容をおおむね200字以上書き、住所・氏名・電話番号（FAX番号・Eメールアドレス）を明記の上、郵送、FAXまたはEメールで応募してください。

②提出先

〒520-13088（住所不要） 栗東市役所

経営改革推進室「行財政改革提案」係まで

FAX 554-1123

Eメール keiei@city.ritto.lg.jp

※送付いただいた原稿は返却しません。また、個別の回答はしません。

問合せ：経営改革推進室

☎ 551-0189 FAX 554-1123

〈提案1〉図書館に関する業務改革について

- ①図書館内やインターネットなどで積極的に必要な本の寄贈を呼びかける。
- ②図書の延滞返却に対して延滞金を徴収する。
- ③図書館の蔵書検索結果に、インターネット書店へのアフィリエイト（成果報酬型…本が売れると、書店から市に報酬が入る）リンクを付ける。
- ④ツイッターを活用し、図書館から積極的に情報発信する。
- ⑤貸出し制限（上限）冊数が平成21年4月より15冊から7冊に変更されたが、図書館改革をして、制限冊数を元に戻す。

〈回答〉

- ①寄贈図書は、一定の分野に偏ったり、古かったり、重複したりすると、寄贈者の厚志に反して受け入れることができません。特定の分野について網羅的に収集するなど、必要に応じて取り組んでいきます。
- ②現在も、図書のき損・紛失に対しては弁償を求めています。延滞金は、利用者が子どもの場合、金銭徴収には問題があることから行っていませんが、対策として、貸出停止を検討しています。
- ③アフィリエイトリンクは、利用者サービスや収入源として期待できるので、システムの更新時に導入を検討します。
- ④現在、図書館のホームページでは利用方法の案内のほか、蔵書検索、予約受付などができます。ツイッターは、情報発信手段の一つとして導入を検討します。
- ⑤貸出し制限冊数が多いと、それだけ多くの手間とコストが掛かります。また図書をできるだけ早く、多くの利用者に読んでいただくため、現在の冊数を継続します。

〈提案2〉市民参加型の事業仕分けについて

栗東市でも若者や子育て真っ最中の人も参加できる市民参加型の事業仕分けを実施して欲しい。

〈回答〉

事業仕分けについては、栗東市でも平成18年に57事業、平成19年に60事業を実施しました。仕分けの結果については、市ホームページに掲載しています。

ただし、国で実施された削減を主な目的とした仕分けではなく、市民の生の声を業務改善に役立てることを目的に実施しました。

国の事業仕分けは、公開・即断の良い点もありますが、多くの事業の中から対象事業をどのようにして選ぶか、公募する仕分け人に市民の代表としての責任を持たせられるか、客観的・総合的な判断をどう担保するか、と多くの課題があります。現在は、基準を定めての内部評価と市民・職員提案などで財政再建を進めています。

〈提案3〉さきらの命名権について

さきらの命名権（ネーミングライツ）を譲渡し、維持費や将来的にかかる修繕費を確保する。

〈回答〉

さきらの管理費は平成22年度当初予算で2億円余りで、それ以外に建設費の返済や修繕費も支払っています。命名権については、栗東市と人口規模が類似している他市のホールなどの例を見ると、おおむね契約期間3年間で、200万円程度の収入額です。本市の「さきら」の大ホールの収容人員は約800人と少なく、広告媒体としての価値はさらに低いかもかもしれません。また、道路標識や案内看板の書き換え費用などを考えると、残念ながら現状では財政効果をほとんど見込めない状況です。

〈提案4〉広報紙を電子メールで配信

昨今、インターネットが普及しており、知りたい時にいつでも情報が手に入るので、毎月配布される「広報りっとう」を希望制にしたり、Eメールで配信したりする。

〈回答〉

広報配布の希望制については、自治会を通じた配布方法における希望者の把握や情報管理の面から実施は困難です。情報を等しく皆さんに提供するため、今後も印刷紙面による広報紙の全戸配布を続けていきます。ただし、インターネットで広報をご覧になる人も多いことから、登録者に広報の発行をお知らせするメールを配信するサービスの導入を、システム対応や費用対効果なども含め今後総合的に検討します。なお、現在市ホームページでは、広報りっとう最新号のほか、昨年度までのバックナンバーをご覧いただけます。

※提案内容などは要約しています。さらに詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

高額療養費について

国民健康保険

1カ月にかかった医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分の医療費が申請により払い戻されます。自己負担限度額は、所得や年齢によって異なり、表1、表2のとおりです。

- 申請に必要なもの
- 国民健康保険被保険者証
- 医療機関の領収証（支払証明）
- 認印（朱肉で押印するもの）

- 口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- 健康保険が適用されない差額ベッド代、入院時の食事代などは対象になりません。
- 申請から支給まで3カ月ほどかかります。

※国民健康保険税の滞納がある場合は支給できません。

自己負担限度額（月額）

表1 70歳未満の人

所得区分	過去12カ月間で3回目まで	過去12カ月間で4回目以降
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯※3	35,400円	24,600円

表2 70歳以上の人

所得区分	外来の限度額（個人単位）	入院と外来を合算した限度額（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者※2	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%（4回目以降は44,400円）
住民税非課税世帯	低Ⅱ※3	24,600円
	低Ⅰ※4	15,000円
	8,000円	

- ※1…同一世帯のすべての国保被保険者の年間所得の合計が600万円を超える世帯の人
- ※2…同一世帯に一定の所得（課税所得145万円）以上の70歳以上の国保被保険者がいる人
- ※3…同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税の人
- ※4…同一世帯の世帯主及びすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯で世帯員の所得が一定基準に満たない人

◎限度額認定証

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院する場合、あらかじめ市役所に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、入院医療費の支払いを一定の限度額（所得区分ごとの自己負担限度額）にとどめることができます（自己負担限度額は、高額療養費と同様）。

また、70歳以上の人は高齢受給者証を医療機関の窓口で提示することにより、医療費を限度額にとどめることができます。所得区分が表2の低Ⅰ・低Ⅱに該当する場合は、標準負担額減額認定証が必要になりますので、入院の際は福祉保険課にお問合せください。

◎高額介護合算について

世帯内の国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者が、介護保険のサービスを併せて利用している場合、世帯単位で医療費（保険適用分）と介護保険サービス料の自己負担額を合算し、新たに設定された限度額（表3）を超えた分が申請により払い戻されます。

初年度は、平成20年4月1日から平成21年7月末までにかかった医療費などの自己負担額が対象となり、申請受付は平成23年7月末までです。

2年度目以降の合算対象期間は8月～翌年7月末の1年間となり、申請受付は毎年8月から2年後の7月末までになります。

表3 高額介護合算の限度額（年額）

所得区分	70歳未満の人がいる世帯	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度加入の世帯
現役並み所得者（上位所得者）	126万円（168万円）	67万円（89万円）	67万円（89万円）
一般	67万円（89万円）	56万円（75万円）	56万円（75万円）
低所得者（非課税世帯）	Ⅱ	31万円（41万円）	31万円（41万円）
	Ⅰ	19万円（25万円）	19万円（25万円）
	34万円（45万円）		

- *（ ）内は初年度の平成20年4月～平成21年7月末までの限度額です
- *食事代、差額ベッド代などは合算対象になりません
- *7月末を基準日とし、基準日に社会保険に加入されている人は、加入保険者に申請してください
- *「限度額+500円」が「基準額」となり、自己負担が「基準額」を超える場合に支給対象となります

平成23年4月の幼稚園・幼児園短時間保育課程の入園について

3歳児保育について

幼稚園の3歳児保育は、保護者と離れて生活する初めての集団の場です。市では一人ひとりの子どもが自分を出し、幼稚園は楽しいところと感じ、充実感を味わって生活していけるよう、3歳児の特徴的な姿を理解し援助していきたいと考えています。そこで、平成22年4月から3歳児保育は、次のように実施しています。

○子どもにとっては、生活リズムを維持し、個々の発達に見合った規則的な生活を送ることが大変望ましいことです。初めての集団生活に無理なく適応しているように、午前保育実施期間を1学期間としています。また、

心身の負担を考慮し、預かり保育の開始時期を10月からとし、保育時間をゆるやかに移行しています。

○園では、すべての保護者の最も身近な育児支援者として相談に乗るなどの精神的な支援に加え、家庭での子どもとのかかわりのサポートをしています。また、各園において、親子ふれあい活動などを工夫し子育て支援事業を実施しています。

平成23年度の入園申込みについて

平成23年4月の入園申込みは、平成22年度と同様に限られた施設を有効に活用し、就学を控えた

4・5歳児の入園を優先します。平成22年10月に、3・4・5歳児の入園申込みを一齐に受け付け、4・5歳児の入園申込み状況から、そのクラス数を確定し、残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。

このため、3歳児の入園については、申込みが定員数を超えた場合は抽選となります。なお対象者と申込み時期は、次のとおりです。

■対象者

栗東市に住民登録または外国人登録をし、在住している対象年齢の人で、幼稚園・幼児園短時間保育課程への入園を希望する人

※現在、幼稚園・幼児園短時間保育課程に在園中の園児も、申込

みが必要で

※3歳児については、定員を超えた場合、抽選により入園できないことがあります。抽選の結果、学区内の園へ入園できなかった場合、定員に空きのある学区外の園を選ぶことも可能です。

■対象年齢児（平成23年度）

- 3歳児：平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの人
- 4歳児：平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人
- 5歳児：平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの人

■入園申込み時期

平成22年10月
（広報10月号に詳細を掲載）

問合せ：幼児課
☎551・0424 ☎551・0149

鉛製給水管からの水道水について

水道水は、国の法律（水道法）に基づき、項目ごとに水質基準が定められており、基準項目の一つである「鉛」の濃度については、安全性を考慮して蛇口で1リットル当たり0.01mg以下となつて

います。

市の水道の鉛濃度は、国の基準値を満たしており安全上問題ありません。ただし、長時間水道を使用しなかった時に蛇口から出る最初の水は、給水管（家庭などに引

き込まれている水道管）に滞留したままになっていことから、消毒用の塩素が少なくなつていたり、給水管や宅内配水管に鉛管が使用されている家庭では、鉛がごくわずかですが溶け出したりしている可能性があります。

通常（流水）の使用状態では問

題ありませんが、長時間使用しなかった時の最初の水は、念のためバケツ一杯程度を、飲み水以外（トイレや洗濯などの雑用水）の用途に使うことで、より安心して利用いただけます。

問合せ：上下水道課

☎551・0134 ☎551・3866

「特定公共賃貸住宅」のご案内

■場所：市営住宅下戸山団地内
(栗東市下戸山1540番地
1、1605番地)

■間取り：3LDK

■団地の構造：中層耐火構造・3階建

■建築年度：平成14、15年度

■設備：給湯設備あり。室内はバリアフリー

■部屋数：1期棟4戸、2期棟6戸

■家賃：69000円/月

■駐車場使用料：4000円/区画

■入居基準：次のいずれにも該当すること

- ① 住宅を必要としている人
 - ② 収入月額が15万8千円以上の人
 - ③ 2人以上の世帯
 - ④ 税金の未納がない人
 - ⑤ 暴力団員でないこと
- 入居募集期間：随時募集しています。

滋賀県からのお知らせ

旧R D産業廃棄物最終処分場の焼却施設を撤去

県では、旧R D最終処分場に起因する地下水汚染や廃棄物の飛散などの生活環境への影響の除去に向けた取り組みをR D社に代わり進めています。生活環境への影響のうち、特に放置できないものについては、昨年度より緊急対策を進めてきました。

この緊急対策のうち、住民の皆さんの関心が高かった2基の焼却施設の撤去が、6月末に完了しました。(下の写真)

また、6月20日までに、旧処分場周辺7自治会から、今年度の県の有害物調査予算の執行などについて同意をいただきました。県では現在、有害物調査実施に向けた準備作業を進めており、栗東市と連携しながら旧R D最終処分場問題の抜本的解決に向けて取り組んでいきます。

問合せ：滋賀県琵琶湖環境部最終

処分場特別対策室

☎ 528・3671 FAX 528・4849



▲焼却施設撤去前



▲焼却施設撤去後



▲建物外観



▲間取り



▲浴室



▼LDK



▲和室

問合せ：土木交通課 住宅係
☎ 551・0347 FAX 552・7000